

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第15号

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計規則（昭和29年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(概算払)</p> <p>第15条の8 <省略></p> <p>2 概算払を受けようとするときは、概算払予定調書を会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>(前金払)</p> <p>第15条の9 <省略></p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の10分の3を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。ただし、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。<u>次項において「施行規則」という。</u>）附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事における前金払は、同項に規定する経費の10分の4を超えない範囲内であることができる。</p> <p>3 <u>施行規則附則第3条第3項に規定する土木建築に関する工事においては、前項ただし書の範</u></p>	<p>(概算払)</p> <p>第15条の8 <省略></p> <p>2 概算払を受けようとするときは、<u>支出命令書の欄外右肩にその旨を記載するほか、その事由及び計算の基礎を記載し、概算払予定調書を会計管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(前金払)</p> <p>第15条の9 <省略></p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の10分の3を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。ただし、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事における前金払は、同項に規定する経費の10分の4を超えない範囲内であることができる。</p>

<p><u>圏内で既にした前金払に追加して、当該経費の10分の2を超えない範囲内で前金払することができる。</u></p> <p>(物品出納員及び物品取扱主任等)</p> <p>第21条 <u>行政課</u>に物品出納員を置き、<u>行政課長</u>をもって充てる。</p>	<p>(物品出納員及び物品取扱主任等)</p> <p>第21条 <u>契約財産課</u>に物品出納員を置き、<u>契約財産課長</u>をもって充てる。</p>
---	---

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。